



大津市公報

令和7年12月22日
号外(第66号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 条例

62 大津市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例	1
63 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例	2
64 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2
65 大津市手数料条例の一部を改正する条例	2
66 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
67 大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	3
68 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
69 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	4
70 大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	4
71 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	4
72 大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
73 大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	5
74 大津市市民活動センター条例の一部を改正する条例	6
75 大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6
76 大津市印鑑条例の一部を改正する条例	7
77 大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	7
78 大津市建築基準条例の一部を改正する条例	7
79 大津市火災予防条例の一部を改正する条例	8

条例

大津市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第62号

大津市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例

大津市条例の公布等に関する条例(平成27年条例第97号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。)を」を加え、同条第3項中「条例原本」の次に「(市長が署名をして作成したものに限る。)」を加える。

第3条第1項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第63号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

大津市新庁舎整備基本設計 ・実施設計事業者選定委員会	公募提案方式により市役所の新庁舎の整備に係る基本設計及び実施設計を行う事業者を選定するため必要な事項を審査等すること。	9人以内	学識経験を有する者及び市職員
-------------------------------	---	------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第64号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第20号を第21号とし、第14号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

⑭ 緊急消防援助隊手当

第14条第2項第1号中「480円」を「710円」に改め、同項第2号中「730円」を「1,080円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項各号の作業に係る手当は、第16条第1項の業務に係る手当が支給される場合については、支給しない。

第15条第4項中「前条第1項各号」の次に「の作業又は次条第1項」を加える。

第23条を第24条とし、第16条から第22条までを1号ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

（緊急消防援助隊手当）

第16条 緊急消防援助隊手当は、消防職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき2,160円とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する勤務に対する手当について適用し、施行日前に開始した勤務に対する手当については、なお従前の例による。

3 改正後の第16条の規定は、施行日以後に当該市町村に出動した場合について適用する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第65号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号ただし書を次のように改め、同号ア及びイを削る。

ただし、民間端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等の交付を受けようとする者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等）に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定

による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。)をいう。別表第1項において同じ。)又はこれと同等の機能を有する機器等であって規則で定めるものを利用して必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)を利用する方法により当該証明に係る書面を交付する場合を除く。

別表第1項中「受付用端末機」の次に「(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市が設置する端末機であって、証明書の交付を受けようとする者が個人番号カードを利用して必要な操作を行うことにより、証明書の交付の申請を行うことができる機能を有するものをいう。)」を加え、同表第4項第1号、第9項第1号、第11項及び第12項中「受付用端末機又は」を削り、同表第18項第59号中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第18項第59号の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第66号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第67号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「登録()の次に「同法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を含む。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第68号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第9条中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

第17条第3項中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を、「登録(」の次に「同法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を含む。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第69号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第22条中「保育士」の次に「(法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。次条第2項、第29条(第3項を除く。)、第31条(第3項を除く。)、第44条(第3項を除く。)及び第47条(第3項を除く。)において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第70号

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「保育士」の次に「(法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第71号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第2項中「が行われた」を「又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第25条第4号中「乳児又は幼児(以下「」及び「」という。)」を削る。

第27条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

第27条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第28条第2号中「保育士」の次に「(法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。第32条第2項及び第36条において同じ。)」を加え、同条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第1項第2号の次に1号を加える改正規定、同項第4号の改正規定及び第28条第4号の次に1号を加える改正規定は、令和8年3月1日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第72号

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第73号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「) 又は保育士」の次に「(法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けている者を含む。以下同じ。)」を加える。

第35条第2項中「が行われた」を「又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市市民活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第74号

大津市市民活動センター条例の一部を改正する条例

大津市市民活動センター条例(平成17年条例第91号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第8条の規定に基づきセンターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)」を「市長」に、「指定管理者は」を「市長は」に改め、同条第3項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「き損」を「毀損」に改め、同条第4項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第5条を次のように改める。

(使用料)

第5条 使用者は、使用的許可の際に、別表に定める額(附属設備については、規則で定める額)の使用料を納付しなければならない。

第6条の見出しを「(使用料の減免)」に改め、同条中「指定管理者は、市長が」を「市長は、」に、「利用料金」を「使用料」に改める。

第7条の見出しを「(使用料の不還付)」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、「、指定管理者は」を削る。

第8条から第11条までを削り、第12条を第8条とする。

別表第1項中「小会議室の利用料金の上限額」を「小会議室の使用料」に改め、同項の表中

「	利用料金の上限額	」	「	使用料
---	----------	---	---	-----

に改め、同表備考中「利用料金の上限額は」を「使用料は」に、「よる利用料金の上限額」を「定める額に、その」に改め、別表第2項中「利用料金の上限額」を「使用料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の大津市市民活動センター条例(以下「旧条例」という。)の規定により指定管理者がした使用的許可その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例の規定により指定管理者に対してされている使用的許可の申請その他の行為は、同日以後においては、改正後の大津市市民活動センター条例の相当規定により市長がした使用的許可その他の行為又は市長に対してされた使用的許可の申請その他の行為とみなす。

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第75号

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第76号

大津市印鑑条例の一部を改正する条例

大津市印鑑条例（昭和45年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、印鑑登録者が自ら申請する場合であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）の提示により当該申請者が印鑑登録者の本人であることを市長が確認できるときは、印鑑登録証を添えることを要しない。

第11条第4項中「、個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第77号

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「24人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月20日から施行する。

大津市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第78号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月22日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第79号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—第30条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—第30条の7）」に改める。
第3章の3 林野火災の予防（第30条の8・第30条の9）」に改める。

第30条の見出しを削り、同条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、「の各号」を削り、同条第6号を削り、同条第5号中「取り灰」を「、取灰」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第30条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内にある者は、第30条各号に掲げる火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限に従うように努める義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第30条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に掲げる火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第43条の3 第1項第3号中「第46条」を「第46条第1項」に改める。

第46条中「の各号」を削り、同条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。